

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成14年2月14日

信用組合三重商銀

金融整理管財人

1. はじめに

信用組合三重商銀は、平成12年5月19日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「金融再生法」という）第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し、「信用組合三重商銀の業務及び財産の状況に照らし預金等の支払いを停止するおそれがある」旨の申し出を行い、これを受けて同日、同委員会より金融再生法第8条第1項第2号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就任後遅滞なく、信用組合三重商銀がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、内閣総理大臣に報告しなければならないと定められておりますので、直ちに調査作業を開始し、平成12年10月19日に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき行った信用組合三重商銀の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものであります。

2. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

(1) はじめに

金融整理管財人は、信用組合三重商銀の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの職にあった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人2名と同補佐人2名とで構成する内部調査委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行い、所要の刑事告発並びに民事提訴に至りましたので、今日までの状況について報告します。

(2) 刑事責任追及について

①前理事長（金仲圭）等に対する詐欺事件等について

金融整理管財人就任以後、過去の不自然な取引及び書類不備が多数発覚したことから預金保険機構に調査を依頼しました。結果、旧役職員・現職員・元職員による着服、架空貸出、取引先への立替金

等が判明しました。

以後、三重県警と連絡を密に行い、平成13年2月15日三重県警本部長宛に前理事長（金仲圭）はじめ、5名を業務上横領等により告発いたしました。

結果は5名とも以下のとおり有罪判決となり確定しております。

(i) 前理事長（金仲圭）

判決：業務上横領罪等により懲役4年

（平成13年9月7日 津地方裁判所）

(ii) 前津支店長（金芳生）

判決：業務上横領罪等により懲役2年

（平成13年7月6日 津地方裁判所）

(iii) 前四日市支店長（金勲坤）

判決：業務上横領罪等により懲役3年

（平成13年8月17日 津地方裁判所）

(iv) 元四日市支店長代理（朱三徳）

判決：詐欺罪により懲役1年8月

（平成13年7月9日 津地方裁判所）

(v) 前津支店外務係長（宗炳根）

判決：詐欺罪等により懲役1年6月（執行猶予3年）

（平成13年7月27日 津地方裁判所）

②前理事長（金仲圭）等に対する背任罪等による告発について

前記①の預金保険機構の調査過程で取引先の松岡興産(株)への不正な決済資金等の立替金が発覚いたしました。組合内部での稟議が行われていないうえ、回収の目処が全く無い状況であったことから、この立替は背任行為に該当すると判断し、平成13年3月30日、前理事長（金仲圭）、前常務理事（金邦裕）及び松岡興産(株)役員2名（姜虎吉及び本多國信）を背任罪等で三重県警本部長宛に告発いたしました。

なお、本件については平成13年7月24日、津地方検察庁において不起訴処分となりました。

(3) 民事責任追及について

①前理事長（金仲圭）等に対する損害賠償請求事件について

松岡興産(株)への立替は、組合として多額な損失を被っているものであり組合破綻の一因にもなっていることから、平成13年6月14日前理事長（金仲圭）及び、前常務理事（金邦裕）に対して総額約226百万円の損害賠償請求を津地方裁判所四日市支部に提訴いたしました。

同裁判所により、平成13年8月29日、前理事長について、勝訴判決を得、確定しましたが、前常務理事とは現在、裁判中であります。

②元理事長（金炳賛）等に対する貸金返還請求事件等について

元理事長（金炳賛）に対しては、本人が理事長に就任していた時代（昭和61年11月から平成6年9月まで）において、前述松岡興産(株)を含む特定の融資先に対して法令限度を大幅に越える貸出が長期間継続され不良債権化しておりましたので、違法性が認められるかどうか調査致しましたが、融資金の回収不能といった具体的な損害の発生に対する予見の可能性の存否といった問題となると、現時点で金融整理管財人らが把握している事実関係からでは、直ちに損害賠償請求に結びつくような具体的な法令違反があるとまでの判断を確定することは困難であり、責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。

一方、元理事長本人はじめ（妻が保証人）、長男及び本人が経営していた法人に対しての貸金が延滞中でありましたので、これら4名を相手として、平成13年11月30日、津地方裁判所四日市支部に総額685百万円の貸金返還請求提訴を行い、現在裁判中であります。

3. 今後の対応について

旧経営陣等に対して、前述したとおり刑事事件及び民事請求事件を各2件ずつ行いましたが、今後、(株)整理回収機構による調査等によって新たなる事実・証拠が判明する可能性もあることから、(株)整理回収機構において引続き責任追及が行いよう、旧経営陣等に対する損害賠償請求権等を(株)整理回収機構に譲渡する予定であります。

以上